

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	45号	釜石市鶉住居町第28地割1番15から同市鶉住居町第14地割5番17まで	三陸国道事務所
一般国道	45号	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目314番7から同町吉里吉里三丁目210番5まで	三陸国道事務所
一般国道	45号	岩手県九戸郡洋野町有家第4地割字滝川原12番2から同町小子内第7地割字長坂54番28まで	三陸国道事務所
一般国道	45号	岩手県九戸郡洋野町種市第39地割字角川目8番168から同町種市第39地割字角川目8番58まで	三陸国道事務所

○制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。